

ごみの減量化にご協力ください

図環境課 ☎73-6644

ごみの処理には莫大なお金がかかっています。市民一人ひとりのひと手間とこころがけで、大きな負担(お金、時間、労力)を少なくすることができます。

●食品ロスについて

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられた食べ物のことで、日本全体では643万トンあり、このうち約半数は家庭から出されています。食べ物を無駄なく消費することは、環境だけではなく家計にもプラスとなりますので「もったいない」を意識して、家庭でできることから取り組みを始めましょう。

①買いすぎない

買い物の前には食品の在庫を確認し、必要なものだけを買しましょう。

②作りすぎない

料理は食べられる量だけ作るようにしましょう。残ったものは冷凍保存やほかの料理にアレンジして食べきるようにしましょう。

③「消費期限」(食べても安全な期限)と「賞味期限」(おいしく食べられる期限)の違いを理解しましょう。

④「30・10(さんまる・いちまる)運動」

市では、各種宴会などにおいて「30・10(さんまる・いちまる)運動」を推進しています。これは、各種宴会などに出るたくさんの方の料理を無駄なくおいしく食べるために、ひと工夫する啓発運動です。

- ・宴会初めの「30分」…乾杯後30分はできたての料理を楽しむ
- ・宴会半ば…おしゃべり & お酌で、親睦を深める
- ・宴会終わりの「10分前」…お開きの10分前はもう一度料理を楽しむ

●生ごみを減量しよう!

①「水きり」でごみを減量しよう。

水分を含む生ごみを「ギュッとひと絞リ」するだけでごみの減量につながります。

②生ごみ処理機器の購入補助をします

残った生ごみはたい肥にするなどリサイクルしましょう。市では、生ごみ処理機器を購入する世帯に購入費の一部を補助しています。

■電気式生ごみ処理機

- ・購入額の2分の1(100円未満切捨て)
- ・限度額…20,000円
- ・1世帯…1台まで

■生ごみ処理容器(コンポスト・EMバケツ)

- ・購入額の2分の1(100円未満切捨て)
- ・限度額…3,000円
- ・1世帯…2個まで

※その他、補助要件などがありますので、詳しくは環境課へお問い合わせください。



ちょっとの工夫で
毎日出る生ごみを
減らすことができます。
さあ生ごみダイエット
始めましょう!

固定資産課税台帳の縦覧

図税務課 ☎73-6642

土地または家屋の納税義務者は、所有する土地や家屋の評価額が適正に評価されているかを確認するために、市内にある他の土地や家屋の評価額が記載された縦覧帳簿を縦覧することができます。

この機会にぜひ、あなたの資産を確認してみませんか(縦覧手数料は無料です)。

- 縦覧期間…4月1日(水)～6月1日(月) ※土、日、祝日を除く。
- 縦覧時間…午前8時30分～午後5時15分
- 縦覧場所…各支所および税務課 ※各町分の縦覧となります。
- 縦覧できる人
 - ・土地価格等縦覧帳簿は土地の納税者
 - ・家屋価格等縦覧帳簿は家屋の納税者
- 必要なもの…本人であることが確認できるもの(納税通知書、免許証などの身分証明書など)

資源ごみ回収報奨金制度をご利用ください

図環境課 ☎73-6644

市では、資源ごみの回収活動に対する助成制度を設けています。団体登録の受付は随時行っています。「やってみたい」、「取り組みたい」という団体※は環境課までお問い合わせください。

※事前に団体の登録が必要です。



●資源ごみ回収実施団体

自治会・PTA・子ども会・老人会・その他市長が認める市民団体

●回収品目および報奨金

一般家庭から排出される資源ごみ(別表品目)に限る。

●回収業者について

最寄りの廃品等回収業者および酒類販売店

資源ごみ回収報奨金制度対象 資源ごみ

種類	品目	報奨金の額
古紙類	新聞紙(広告紙含む)、雑誌、段ボール	1kgにつき 5円
古着類	衣類	
金属類	アルミ製空き缶、スチール製空き缶	1本につき 4円
空きびん類 (リターンびん)	酒・醤油びん(1.8ℓ以上) ビールびん(633ml以上)、その他のびん	

家庭ごみは燃やさず市のごみ収集へ

野焼きは法律違反です!!

図環境課 ☎73-6644

家庭から出たごみや、庭木を伐採した際の枝・枯草などは、燃やさずに市のごみ収集に出すか、大量の場合は衛生局(有家町～加津佐町)または東部リレーセンター(深江町・布津町)へ持ち込んでください。

毎年、「近所でごみを燃やしており、煙が家中へ入ってくる」「においが洗濯物について困っている。小さい子どもや体調の悪い家族がいるので、やめさせてほしい」といった苦情が数多く寄せられています。

農業などを営むためにやむを得ない場合など、一部例外として認められている焼却行為も、煙やそれによる悪臭などで苦情が出た場合は、近隣の生活環境に悪影響を及ぼすため、指導の対象となります。家庭ごみを地面の上で燃やす、穴を掘って燃やす、ドラム缶など囲った中で燃やすことは野焼きとなります。絶対に行わないでください。



野焼きは
法律で禁止
されています。

市政出前講座をお届けします

図総務秘書課 ☎73-6621

市民の皆さんが知りたい、聞きたい、学びたい市役所の仕事や制度のことなど、市の職員が出向いてお話しします。詳しいメニューは各支所備え付けのチラシまたは市ホームページでご覧いただけます。

- 対象…市内在住または在勤する約10人以上のグループ
- 料金…無料 ※会場の確保や使用料などは申込者負担
- 出前時間…平日の午前9時から午後9時までの間(1講座2時間以内)
- 申込方法
総務秘書課および各支所備え付けまたは市ホームページ掲載の受講申込書により申し込んでください。